

令和 4 年 6 月 7 日現在

機関番号：32508

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2019～2021

課題番号：19K02135

研究課題名(和文) 子と離別した父親の生活実態と扶養意識に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Study on the Post-Divorce Living Conditions and the Attitudes toward Support for Children of Non-custodial Fathers

研究代表者

下夷 美幸 (Shimoebisu, Miyuki)

放送大学・教養学部・教授

研究者番号：50277894

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究により、子と離別した父親の離婚後の生活と子に対する扶養意識は、離婚の経緯における個別的事情や当事者の関係性によって、それぞれ異なり、その要因は複合的であることが明らかとなった。この結果から、養育費制度に関しては、離婚後の規範的な父親像や理想的な離婚夫婦像を前提とすることなく、子と離別した親の扶養能力(所得や他の扶養義務など)を正確に把握し、養育費の支払いが確実に履行される合理的な制度を構築することが必要であるといえる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまで、離婚母子世帯に対する調査研究によって監護親である母親の状況は知られていたが、非監護親である父親に関する情報は限られていた。本研究により、これまで明らかにされてこなかった、子と離別した父親の離婚後の生活と扶養意識の解明が進んだことは学術的に意義がある。また、政府内において離婚後の子の養育をめぐる法制度の検討が行われているなか、本研究成果は養育費確保制度の構築に向けた議論の進展に資するものとして社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This study revealed that non-custodial fathers' post-divorce life conditions and their attitudes toward support for their children differ depending on the individual circumstances of the divorce process and the relationship between the parties, and the factors involved are complex. Based on these results, the following can be said about the child support system. It is necessary to establish a reasonable system that ensures that child support payments are fulfilled by accurately ascertaining the support capacity of the non-custodial parent, including income and other support obligations, without assuming a normative image of the divorced father or an ideal image of the divorced couple.

研究分野：家族社会学

キーワード：離婚 父親 扶養

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 厚生労働省「人口動態統計」によると、2018年の離婚総数は約20万件、そのうち未成年の子がいる夫婦の離婚は約12万件、親が離婚した未成年子は約21万人である。未成年の子がいる夫婦の場合、離婚時に子の親権者を定めるが、「妻がすべての子の親権」を行う割合が約85%を占めており、親が離婚した子の多くは、父親と別れ、母子世帯で生活している。

(2) 夫婦が離婚しても、親の子に対する扶養義務に変わりはなく、親権や同居の有無にかかわらず、親は子を扶養する義務を負う。よって、子と別れた父親は、養育費を支払うことでその義務を果たさなくてはならない。しかし、それが果たされていない現実がある。厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(2016年)」によると、離婚母子世帯の母親で「現在も養育費を受けている」のは約26%にすぎない。

(3) 養育費の支払に関する取決めや支払の履行については、家庭裁判所(以下、家裁)の制度を利用することができる。しかし、家裁の履行確保制度は実効性に欠け、結局、家裁を利用しても、父親が支払いに応じなければ、泣き寝入りするしかないのが実情である。また、養育費の不払いに対しては、民事上の強制執行制度を利用し、父親の給与等を差し押さえることもできる。けれども、手続きに要する費用や時間の負担から、母子世帯の母親がこの制度を利用することは現実的には極めて困難である(下夷美幸『養育費政策の源流』法律文化社、2017年)。

(4) 離婚後の養育費問題は、従来、司法に委ねられてきたが、2002年の母子世帯施策の抜本見直しにより、「養育費の確保」が母子福祉の4本柱のひとつに位置づけられている。しかし、その施策は、相談事業が中心で、個別ケースの養育費の取決めや徴収を行う事業は行われていない。また、「子どもの貧困対策推進法」(2014年4月施行)の下、養育費の確保は「子どもの貧困対策」としても位置づけられているが、実効性のある新たな施策は展開されていない。

### 2. 研究の目的

(1) 上記「1.研究開始当初の背景」で述べたとおり、親が離婚した子の多くが母子世帯で暮らしているが、別れた父親の養育費の支払率は低く、養育費を確保するための制度も不十分である。他の先進諸国では行政による養育費確保制度が実施されており、日本でも同種の制度の導入が求められるが、その検討にあたっては、支払側である父親の状況を踏まえる必要がある。しかし、これまでの先行研究では、離婚後の父親の詳細な実情が明らかになっていない。そこで本研究では、離婚により、子と離別した父親に焦点をあてて実証的な研究を行う。

(2) 日本において養育費を確保するための実効性のある制度を構築するには、支払側である父親の生活実態と扶養意識の把握が不可欠である。裁判離婚を基本とする欧米とは異なり、協議離婚を前提とする日本の離婚制度の下、父親の離婚後の生活や意識には、離婚過程のありようが深く関わっていると考えられる。そこで、本研究では、養育費の支払いに基軸に、離婚の経緯との関連も含めて、子と別れた父親の離婚後の生活と扶養意識を明らかにすることを目的とする。

### 3. 研究の方法

(1) 政府統計および司法統計により、離婚後の養育費に関わるデータを精査し、非監護親の子に対する扶養の実態について、近時の推移と現状の全体像を捉える。

(2) 離別した子がいる離婚男性を対象にしたアンケート調査、および聴き取り調査で得られたデータをもとに、養育費の支払いの実情、ならびに養育費に関する父親の認識について、離婚の経緯との関連も含めて分析を行い、子と別れた父親の離婚後の生活と扶養意識を多面的に把握する。

(3) 上記(2)で述べた分析データは、調査会社が個人情報保護法等の関連法令遵守のもと、登録モニターに対して、相手の同意を得て行ったアンケート調査(Web調査・主要項目は自由記述)および聴き取り調査によるものである。アンケート調査は2019年に実施され、回答者は、年齢が20代から60代、離婚経験が1回で離婚時に未成年の子がおり、離婚後の子の親権は妻が行う、という要件を満たした国内在住(全国)の男性448名である。聴き取り調査は2020年と2021年に実施され、回答者は、前記のアンケート調査と同様の要件を満たした首都圏在住の男性20名である(以下、離婚男性アンケート調査/離婚男性聴き取り調査)。

### 4. 研究成果

(1) 厚生労働省「人口動態統計」によると、未成年の子がいる夫婦の離婚件数は、2002年をピークに減少傾向にあるものの、2020年は11万1,335件、親が離婚した未成年子は19万4,129人である。離婚後の子の親権は、妻が取得することが多く、「妻がすべての子の親権」を行う割

合はすでに2000年に80%に達しているが、その後も徐々に上昇しており、2020年は84.7%である。このように、近年、離婚件数自体は減少しているが、現在も1年間に約20万人の子どもが親の離婚に遭遇し、その多くは父親と別れて母子世帯で生活する、という状況である。

(2) 離婚母子世帯の養育費の受給状況については、厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」(2016年調査より「全国母子世帯等調査」から名称変更)によって公表されている。この調査はほぼ5年ごとに実施されており、養育費の受給状況は1983年調査から調査項目に入っている。2022年5月末現在、2021年調査の結果が公表されていないため、1983年から2016年までの推移をみると、離婚母子世帯のうち「現在も養育費を受けている」割合は、1983年の11.3%から年々上昇し、1998年には20.8%に達したが、その後、2011年まで20%に届かない水準で低迷している。それが一転、2016年は26.1%に上昇している。このように近年、状況に改善がみられるが、父親の4人に3人が支払っていないという水準であり、依然として問題は深刻である。

(3) 養育費が支払われない背景として、離婚時に養育費の取決めがなされていない、という問題がある。2011年の民法改正(2012年4月施行)で協議離婚の際に定めるべき「子の監護について必要な事項」の具体例として、「面会交流」とともに「子の監護に要する費用の分担」が条文(766条1項)に明記された。これを契機に、離婚届に養育費の「取決めをしている」「まだ決めていない」のいずれかにチェックする欄が設けられたが、法務省による公表データをみると、「取決めをしている」にチェックが入っている割合は、近年、65%前後にとどまっている([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00156.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00156.html))。しかも、チェックは当事者の任意で、実際に取決めをしていなくても、「取決めをしている」にチェックして離婚届を提出することは事実上可能であり、取決め率はさらに低いことも考えられる。

(4) 養育費の取決め率は、離婚の種類により格差がある。最高裁判所『司法統計年報・家事編』によると、調停離婚・審判離婚が成立し、母親を監護者と定めたケースで、夫から妻への養育費の支払いの取決めがある割合は、1990年代前半に80%に達し、2020年は86.4%である。このように家裁による離婚では、養育費の取決めが定着してきている。一方、協議離婚の際の取決めについては統計がなく、正確にはわからないが、協議離婚では養育費を取り決めないまま離婚するケースが多いとみられる。日本の離婚の約9割は協議離婚が占めていることから(厚生労働省「人口動態統計」)、養育費の取決めは大きな課題である。

(5) 離婚時に養育費の協議ができない場合や取決めをせずに離婚した場合には、家裁に調停を申し立てることができる。最高裁判所『司法統計年報・家事編』によると、養育費に関する調停事件の新受件数は近年、年間1万8千件前後で推移している。前述のとおり、未成年の子がいる夫婦の離婚件数は減少傾向にあるが、家裁への養育費の申立ては減少していない、ということである。ただし、この新受件数には養育費の増額や減額を求める事件も含まれており、取決めがないケースの申立てとは限らない。

(6) 離婚により子と別れた父親は、養育費の取決めについてどのように考えているのだろうか。離婚男性アンケート調査の自由記述データによると、養育費の取決めをしていない父親は、その理由として、「本人の経済事情」(払える見通しが立たない、借金があった等)、「前妻による拒否・辞退」(相手が一方的に拒否した、子に会わせない代わりに養育費はいらんと言われた、再婚するからいらんと言われた等)、「前妻の有責行為」(前妻の不倫等)などを挙げている。そのほか、「とくに理由はない」という父親も少なくない。このように、養育費の取決めをしていない一部の父親には、自身の支払能力や夫婦の関係悪化が取決めの障害として認識されている。また、特段の理由もなく取り決めていないという父親の場合は、養育費の取決めの必要性自体が認識されていない可能性がある。

(7) 実際の養育費の支払いについてはどうだろうか。上記(6)と同じ自由記述のデータによると、養育費を支払っている父親はその理由として、「義務」(父親としての責任、調停/契約で決まったから等)、「子のため」(子がかわいい、子に不自由な生活をさせたくない等)、「子に会うため」などを挙げている。そのほか、「子への償い」(離婚したことによる子への罪悪感、子に罪はない等)を挙げる父親もいる。一方、以前は支払っていたが、今は支払っていない父親はその理由(支払完了を除く)として、「本人の経済事情」(働けなくなった、生活に余裕がなくなった等)、「前妻/自身の再婚」(前妻から再婚を理由に辞退の申し出があった、自分に新しい家族ができた等)、「子に会えなくなった」(面会交流の約束を反故にされた等)などを挙げている。また、一度も養育費を支払っていない父親は、取決めをしていない理由と同様、「本人の経済事情」「前妻の拒否・辞退」「前妻の有責行為」を支払わない理由としているほか、「子に会えない」「支払う必要がない」「相手と関わりたくない」「代わりに住宅ローンを払った」「前妻が作った借金を払った」などを挙げている。このように、養育費の支払いに対する父親の認識には幅があり、子の扶養に関する義務感のみならず、子への愛情や父子の関係性、前妻への感情など個別の状況によって実にさまざまである。

(8)そこで、養育費の支払いに関わる個別の状況について、離婚男性聴き取り調査のデータをもとに詳しくみていくと、上記(7)で挙げられている「支払っていない理由」と同様の事情があっても、父親が養育費を支払っている事例がある。たとえば、起業を反対されたことを理由に離婚したA氏は、離婚から数年後に収入が激減したが、父親としての責任感、親の離婚を経験させたことに対する子への謝罪、減額の申出に対する前妻の寛容な態度、自身の再婚相手(現在の妻)の理解などから、取決めよりも少ない金額の養育費を支払い期限(子が18歳)まで継続して支払っている。また、夫婦とも浮気をしていたが、自身の女性問題を妻の親族に糾弾されて離婚したB氏は、離婚後ほどなく子との面会交流の取決めを反故にされたが、子の生活への心配のほか、取決めを公正証書にしていること、さらにそこに不払いの際の給与差し止めの条項も入っていることから、前妻の再婚を知るまで、取決めどおりに養育費の支払いを続けている。

(9)離婚後の父親の意識も複雑であり、上記(8)と同じ調査データによると、養育費を支払っていても、子に対する扶養義務の認識によるとはいえない事例もある。仕事と家庭のストレスからうつ状態であったC氏は、妻の申立てによる家裁の調停で離婚が成立し、その際、養育費の支払いを取決めていたが、妻が自らの収入で子の生活費を賄えるにもかかわらず、調停で養育費を請求したことに憤りを感じている。C氏としては養育費を支払う必要はないと考えているが、不払いを裁判所に訴えられると面倒だから、という理由で不本意ながらも支払いを続けている。

(10)上記(8)(9)で取り上げた事例からもわかるとおり、子と別れた父親の養育費の支払いには、父親の経済力、父親が負う新たな扶養義務、子の扶養に対する責任感、取決めを履行する義務感、さらに、離婚に至る過程、養育費の取決め形態、前妻(子の母)との関係性、父親の再婚相手の態度など、いくつもの要因が複雑に絡み合っている。

(11)以上、本研究により、子と離別した父親の離婚後の生活と子に対する扶養意識は、離婚の経緯における個別的事情や当事者の関係性によって、それぞれ異なり、その要因は複合的であることが明らかとなった。この結果を踏まえると、養育費制度に関しては、離婚後の規範的な父親像や理想的な離婚夫婦像を前提にすることなく、子と離別した親の扶養能力(所得や他の扶養義務等)を正確に把握し、養育費の支払いが確実に履行される、合理的な制度を構築することが必要であるといえる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------